

令和2年度における環境物品等の調達実績の概要

電気通信大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 令和2年度の経緯

令和2年度については同4月1日電気通信大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目全てにおいて100%を目標とし、その目標を達成した。

(2) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

環境物品等の調達に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が標示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

また、物品等を納品する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。